

新規赴任の方や中国の人事労務の基礎を学びたい方を対象とした<新赴任者研修>をご案内致します。
「自分は製造・技術・営業などの出身で人事労務の経験がないし、よくわからないのでローカル社員や弁護士に任せよう…」そのような方は多いかもしれませんが、法律が頻繁に変わり労務トラブルが多発する中国において、**人事労務は現地法人経営を左右する重点項目であり、経営層自身も基礎知識修得は必須です。**
当研修では、中国における人事労務の基礎知識をダイジェストでお伝えすることで、現場でのコミュニケーションをより円滑にし、中国ビジネスの実務理解を深める一助としていただきます。

- 【日時】 2018年6月14日（木）13：30～17：30 （13：00開場）
【会場】 蘇州高新広場15F会議室 蘇州市高新区獅山路28号 地下鉄1号線濱河路駅 2号出口より徒歩8分
【対象】 新規赴任者の方、**日中人事労務管理の違いについて理解を深めたい方** 定員10名様迄
【言語】 日本語
【費用】 1,000元/人 （コチ会員企業様は無料）
【内容】 *事前にアンケートを行い、人事労務の悩み・課題をお聞きし、当日ご回答致します。

- 1.人材市場 ①賃金 ②雇用コスト ③教育 ④就労状況
2.人事労務管理 ①雇用形態 ②労務派遣 ③人事代理 ④労働契約 ⑤試用期間 ⑥戸籍制度
⑦档案制度 ⑧社会保険 ⑨所得税 ⑩昇給 ⑪賞与 ⑫給与以外の福利・手当
⑬労働時間 ⑭休暇 ⑮労働契約解除 ⑯労働組合（工会）

【お申し込み】 弊社WEBサイトよりお申し込みください。 <http://cochicon.com/20180614seminar>

【問い合わせ】 E mail: info@cochicon.com

担当：Mr.横矢 TEL：186-1670-8715 Ms.秦（日本語可）TEL：021-6418-8983

【研修内容一部抜粋】

1 中国の労働関係
①労働関係

CoChi Consulting

集団契約 > 労働契約 > 就業規則

一般的に就労は個別契約関係⇒**労働者の権利**

* 集団契約（≒労働協約）
（上海市集団協議条例 2008.1.1施行/ 実施強化
集団契約条例（上海市2008年）により、労働者福
事項を労働者と協議・決定する集団契約の締結を

* 従業員代表大会（上海市従業員代表大会条例 20
従業員代表を選出し、労働者福利に関わる重大事
議・決定する機関とする。

* 労働組合（工会）（工会法）

中国の
労使関係は？

CoChi Consulting

①労働時間 - 残業手当-

【残業手当】

労働法
第4章 36条： 1日8時間、週40時間制限（⇒週40時間《国务院規定第3条》）
44条： 割り増し賃金
《平日》1時間あたりの賃金×150%×時間
《休息日》代休を付与する。
代休付与ができない場合は1時間あたりの賃金×200%×時間
《法定休日》1時間あたりの賃金×300%×時間

残業手当基数となる賃金計算実務：
1日あたりの日当=月額給与÷21.75
1時間あたりの手当て=月額給与÷21.75÷8
労働契約書、集団給与協議書に約定がない場合は正常な状況下の給与収入（基本給、手当、
コミッションを含む）を21.75で割ったものを1日の支給額とする。
*** 21.75（月次平均労働日）=（365日-104日（休息日））÷12**

残業代の
支払いは？

講師 ※当社は、弁護士や法律事務所のような法的側面からの解説だけでなく、実務運用における豊富なコンサルティング経験に基づいた、**より現場に近い実践的なアドバイス**を致します。



コチコンサルティング（上海） 総経理 畑伴子
西南学院大学商学部卒。(株)日本航空勤務後、上海交通大学にて中国語を修得。1997年から(株)パソナ中国法人(株)パソナグローバルを立ち上げ、グローバル人材紹介、グローバル人材活用コンサルティング、海外法人管理に携わる。2008年より上海市对外服务有限公司との提携により日系企業中国事業の人事業務支援に従事。2012年1月、日系企業の人事支援を行うコチコンサルティング（上海）を立ち上げ、現職。
中国における人事コンサルティング暦20年。



コチコンサルティング（上海） 総監 飯田拓也
マルチナショナル企業中国法人にてIT関連カスタマーサービス・マネージャーとして人事管理業務、中国評価者、人事評価制度設計歴4年。翻訳会社にてマネージャー歴2年後、2013年コチコンサルティング参画。これまで50社以上の規定類の改定、事業再編、仲裁支援など、中国における人事労務を多方面からサポート。